

日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム指針

序文

一般社団法人日本周産期・新生児医学会は、その目的を達成するために、学術集会として定例学術集会と周産期学シンポジウムを開催している。周産期学シンポジウムは、選定されたテーマに基づき、演者と周産期学シンポジウム運営委員会（以下、運営委員会）が共同して研究内容を十分に練り上げ、シンポジウムの参加者とともに討議することにより、周産期医療の新しい知見を世に発信してきた。また、周産期学シンポジウムは、旧日本周産期学会の学術集会を起源とするなど、定例学術集会とは異なる歴史的背景を有している。周産期学シンポジウムのこれらの独自性を尊重し、そのさらなる発展を期するために、周産期学シンポジウム指針（以下、本指針）を策定しここに示す。

I. 周産期学シンポジウムの目的

周産期学シンポジウムの目的は、周産期医療の新たな標準を創生するとともに、周産期医学及び医療を牽引する人材の育成を図ることにより、国民の福祉と医療の発展に貢献することである。

II. 周産期学シンポジウムの構成

周産期学シンポジウムは、シンポジウムに加え、前日に開催するプレコングレスをもって構成される。

III. 周産期学シンポジウム運営委員会

周産期学シンポジウムの目的を達成するために、運営委員会を設置する。運営委員会は周産期学シンポジウムの企画、運営及び進行を行う。

IV. 周産期学シンポジウム会長

周産期学シンポジウムの開催にあたり、周産期学シンポジウム会長（以下、会長）をおく。会長及び次期会長予定者は運営委員会に加わる。会長は、周産期学シンポジウムの時期及び場所を決定しこれを開催する。会長はプレコングレスの企画、運営及び進行を担当する。

V. テーマの選定と演題の募集

運営委員会は、会員からの意見をもとにその時期に相応しいテーマを選定し、募集要項を作成の

うえ演題の募集を行う。

VI. 演題の採択

運営委員会は、シンポジウムの構成を考慮して相応しい演題を採択する。周産期医学及び医療を牽引する人材の育成に鑑みて、研究の発展性も重視する。

VII. 研究内容の向上

運営委員会は、シンポジウムのテーマに相応しい座長を選任する。演者は、採択された演題について、運営委員、座長とともに研究内容の向上に努める。

VIII. 全国調査の実施

運営委員会は、選定されたテーマに関連した全国調査を行うことができる。全国調査の結果はシンポジウムまたはプレコングレスにおいて報告する。

IX. 会計

周産期学シンポジウムは、周産期学シンポジウム特別会計により運用する。

X. 指針細則

本指針の施行にあたって必要な事項は、指針細則として別に定める。

X I . 指針の変更

本指針は、運営委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。変更した場合は総会に報告する。

X II . 附則

本指針は 2018 年 7 月 1 日より施行する。

日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム指針細則

(目的)

第1条 周産期学シンポジウム指針細則(以下、本細則)は、一般社団法人日本周産期・新生児医学会(以下、本会)が周産期学シンポジウム指針を施行するにあたり、その具体的な運用方法を示すことを目的とする。

(周産期学シンポジウム運営委員会の構成)

第2条 周産期学シンポジウム運営委員会(以下、運営委員会)は、運営委員、周産期学シンポジウム運営委員会幹事(以下、幹事)、周産期学シンポジウム会長(以下、会長)、次期会長予定者をもって構成する。

2. 運営委員長が必要と認めた場合には、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(周産期学シンポジウム運営委員会の開催)

第3条 定例の運営委員会は年4回開催する。

2. 運営委員長が必要と認めた場合には、臨時運営委員会を開催することができる。

(周産期学シンポジウム会長、次期会長予定者)

第4条 会長は、運営委員会が周産期学シンポジウム開催の3年前までに会長候補を理事会に推薦し、理事会の承認を経て選任される。

2. 会長は、前年の周産期学シンポジウムが終了した翌日より、該当する周産期学シンポジウム当日まで運営委員会に加わる。

3. 次期会長予定者は、前々年の周産期学シンポジウムが終了した翌日より運営委員会に加わる。

(周産期学シンポジウム運営委員会幹事)

第5条 幹事は、運営委員会業務の補助を行う。

(周産期学シンポジウムの開催時期)

第6条 周産期学シンポジウムの開催時期は原則として1月とするが、会長は運営委員会の了承を得てこの時期を変更することができる。

(テーマの選定と演題の募集)

第7条 運営委員会は、周産期学シンポジウム開催のおよそ2年前までにテーマを選定し、会員に知らせる。

2. テーマは会長の専門領域に捉われずに選定することができる。
3. 演題応募の締め切りは周産期学シンポジウムのおよそ1年前とする。
4. 演題応募者は本会の会員でなければならない。
5. 演題応募は原則として単名で行うものとする。
6. 演題応募者は複数の演題を応募することはできない。
7. 過去に周産期学シンポジウムで応募演題を2回以上発表した会員は演題応募できない。なお、年齢や職位による制限は設けない。

(研究課題の倫理審査)

第8条 演題応募者は、演題応募までに倫理委員会等に研究課題の倫理審査申請を行わなければならない。

2. 演題応募者は、倫理委員会等から得られた承認内容について、運営委員会による確認を受けなければならない。

(演題の採択)

第9条 運営委員会は、応募演題の中から候補演題を選考する。

2. 運営委員会は、候補演題の応募者による複数回のプレゼンテーションを審査したうえで演題を採択する。なお、採択された演題で辞退が出た場合の対応については別途定める。
3. 運営委員会は、演題の採択にあたってシンポジウム全体の構成を考慮する。
4. 運営委員会は、応募演題とは別に指定演題、関連演題を依頼することができる。

(発表内容の向上と進行)

第10条 運営委員会は、研究内容の向上のために選考過程を通じて演題応募者に研究内容の改善を促すことができる。

2. 運営委員会は、シンポジウムの構成と各演題の発表時間を決定する。
3. 運営委員会は、周産期学シンポジウム開催のおよそ1年前に座長を選任する。
4. 座長は、演者と発表内容の打合せを行い、発表内容の改善に務める。
5. 座長は、シンポジウムの進行を担当する。

(周産期学シンポジウム抄録集の作成)

第11条 演者は、周産期学シンポジウム開催の3か月前までに、講演内容の抄録原稿を事務局に提出し、周産期学シンポジウム運営委員会は、周産期学シンポジウム抄録号を作成する。

2. 演者及び座長は、周産期学シンポジウム終了時から3か月以内に講演内容をまとめた原稿を事務局に提出し、二次抄録集(周産期学シンポジウム抄録集)を作成する。

(指針細則の変更)

第12条 本細則は、運営委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。

附 則

1. 本細則は、2018年7月1日より施行する。
2. 本細則は2019年4月16日から施行する。
3. 本細則は2019年11月20日から施行する。